

YUKARI News letter

SATO

令和元年 夏号



人工知能のルールを国際交渉
G7からG20会合へ

6/23 (日)

自民党大阪11区支部
総決起大会

17:00～ 交野市ゆうゆうセンター
18:30～ メセナひらかた会館

G7 デジタル関係閣僚会合
佐藤ゆかり総務副大臣大活躍!!

児童虐待を許すな!
児童福祉法等改正案の成立急ぐ

「令和」の新時代を築く

総務副大臣・内閣府副大臣
衆議院議員 佐藤ゆかり

特集

G7 デジタル関係閣僚会合 佐藤ゆかり総務副大臣大活躍!!

パリ発

5月15日フランス・パリで開催されたG7デジタル関係閣僚会合に佐藤ゆかり総務副大臣が日本政府代表として出席、日本政府の見解を述べた。会合では、①人工知能 (AI) に関する国際ルール作り、②インターネット上の有害情報への対処、③データの自由な流通が議論され、自由討議でも佐藤ゆかり副大臣はAI投資を促進する産業育成の観点からも、人間中心のAIを導く一定のルール形成が望ましいことを主張した。一方、会議後15日夕方から翌16日午後にかけて集中的に行った各国担当大臣や国際機関とのバイ会談では、6月日本が議長国として開催するG20でのAIルールに関するとりまとめに向けて、各国との密な折衝を行った。デジタル経済における国際交渉は、先端技術の特性やマルチステークホルダーの利害関係を十分に踏まえた調整が求められ、これらをすべて掌握したうえでネイティブの英語で各国と折衝にあたる佐藤ゆかり副大臣は、国会議員のなかでもまれな存在として、今後も国際交渉の場での力の発揮が期待される。



2019/5/15 パリでのG7デジタル関係閣僚会合
集合写真(前列右から2番目が佐藤総務副大臣)

国会発

児童虐待を許すな！ 児童福祉法等改正案の成立急ぐ

児童虐待防止法、児童福祉法、DV防止法の改正案が与野党調整の結果、今国会で成立の兆しとなった。日本ではこの10年間、児童相談所への虐待相談件数が3倍以上に拡大、17年度には13万件超となるなど、親の体罰や虐待が深刻な社会問題となっている。児童相談所が「しつけ」を理由にした虐待事案に介入しにくい背景に民法で認める親の「懲戒権」がある。セーブ・ザ・チルドレンによると、法律で体罰を禁じている国は2018年時点で54カ国に上る一方、日本では親のしつけの問題に踏み込むべきでないとの保守的考えも根強い。今国会で政府は体罰禁止を明示した児童虐待防止法改正に踏み切り、来年4月の施行後、民法上の親の懲戒権の削除等についても2年後の検討及び措置を行うことを明記した。また、児童福祉法改正案では、児童相談所に管轄区域基準を設け、児童福祉司の配置を厳格化する。政府は現在3000人程度いる児童福祉司の数を2022年度までに2000人増員し5000人

とする目標をすでに掲げており、今年度すでに1000人増強のための予算を措置した。虐待を受ける子ども達を救うため、改正法案の順次早期成立と施行が求められる。

体罰にかかわる国内法

| | | |
|---------|-------|---|
| 民法 | 820条 | 親権者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有する |
| | 822条 | 親権者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒できる |
| 児童虐待防止法 | 14条1項 | 親権者は児童のしつけで、民法820条の範囲を超えて懲戒してはならない。親権の適切な行使に配慮しなければならない |
| | 同2項 | 親権者は児童虐待に係る暴行罪、傷害罪などについて、親権者であることを理由に、責めを免れることはない |
| 学校教育法 | 11条 | 校長や教員は、教育上必要がある時は児童や生徒に懲戒を加えられる。ただし、体罰を加えることはできない |

学校での「体罰」の可否

認められない

体罰

身体に対する侵害

- 授業態度の指導に反抗的な言動をした生徒のほおを平手打ちする
- 給食の時間にふざけた生徒を注意したが聞かなかったため、ペンを投げつける

肉体的苦痛をあたえるもの

- 放課後に児童を教室に残し、トイレに行きたいと訴えても許さない
- 宿題を忘れた児童に正座で授業を受けさせ、苦痛を訴えても続けさせる

認められる

懲戒

- 立ち歩く児童を叱って座らせる
- 放課後の居残り
- 授業中、教室内に起立させる
- 学習課題や清掃活動を課す

正当行為

- 児童が指導に反抗して教員の足を蹴ったため、背後から体をきつく押さえる
- 生徒が全校集会中に大声を出し続けて反抗したため、腕を引っ張って移動させる

総務副大臣・内閣府副大臣
衆議院議員 佐藤ゆかり
LINE公式アカウント

あなたのお友達に登録を広げて下さい。

読み取りはこちら

